

新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点 (平成 <u>27</u>年<u>4</u>月)</p> <p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点 (目次)</p> <p>1. 総務省関係 1</p> <p>2. 総務省消防庁関係 3</p> <p>3. 文部科学省関係 5</p> <p>4. 厚生労働省関係 <u>7</u></p> <p>5. 農林水産省関係 <u>17</u></p> <p>6. 経済産業省関係 <u>21</u></p> <p>7. 国土交通省関係 <u>30</u></p> <p>8. 原子力規制庁関係 38</p> | <p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点 (平成 <u>17</u>年<u>8</u>月)</p> <p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点 (目次)</p> <p>1. 総務省関係 1</p> <p>2. 総務省消防庁関係 3</p> <p>3. 文部科学省関係 5</p> <p>4. 厚生労働省関係 <u>14</u></p> <p>5. 農林水産省関係 <u>24</u></p> <p>6. 経済産業省関係 <u>30</u></p> <p>7. 国土交通省関係 <u>44</u></p> |
| <p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 総務省</p> | <p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 総務省</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>1. 施設の種類の 電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第27条第5号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 <u>安全・信頼性対策室</u> 電話 03-5253-<u>5862</u> FAX 03-5253-5863</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 総務省</p> | <p>1. 施設の種類の 電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第27条第5号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 電話 03-5253-<u>5858</u> FAX 03-5253-5863</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 総務省</p> |
| <p>1. 施設の種類の 国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>1. 施設の種類の 国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）</p> <p>2・3 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>4. 所管省庁の連絡先 総務省 <u>情報流通行政局</u> 地上放送課 電話 03-5253-<u>5793</u> FAX 03-5253-5794</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 総務省消防庁</p> <p>1. 施設の種類 危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所） （国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号）</p> <p>2 （略）</p> <p>3. 安全確保の留意点 （1） （略）</p> <p>（2）武力攻撃事態等における留意点 【都道府県知事】 ・ 特に、2（1）及び（2）の施設については危険</p> | <p>4. 所管省庁の連絡先 総務省 <u>情報通信政策局</u> 地上放送課 電話 03-5253-<u>5792</u> FAX 03-5253-5794</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 総務省消防庁</p> <p>1. 施設の種類 危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所） （国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号）</p> <p>2 （略）</p> <p>3. 安全確保の留意点 （1） （略）</p> <p>（2）武力攻撃事態等における留意点 【都道府県知事】 ・ 特に、2（1）及び（2）の施設については危険</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。 ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。 ・ 消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を<u>命ずることを検討すること</u>（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 ・ 国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を<u>命ずることを検討すること</u>（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 ・ 消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 | <p>性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。 ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。 ・ 消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を<u>検討すること</u>（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 ・ 国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を<u>検討すること</u>（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 ・ 消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。 ・ 消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。 ・ <u>消防法第16条の3第2項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報すること。</u> <p>4 (略)</p> <p>(削除)</p> | <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。 ・ 消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。 <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>生活関連等施設の安全確保の留意点</u></p> <p style="text-align: right;">平成17年8月 文部科学省</p> <p>1. <u>施設の種類</u> 試験研究用原子炉施設、核燃料物質の使用施設、核原</p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p data-bbox="1144 285 1944 512"> <u>料物質の使用施設、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者等から運搬を委託された者、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者（国民保護法施行令第28条第5項、第6項）</u> </p> <p data-bbox="1122 576 1339 608"> <u>2. 施設の特性</u> </p> <ul data-bbox="1151 624 1944 1043" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1151 624 1944 852"> <u>・ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている。核燃料物質はプルトニウム・ウラン・トリウム等であり、原子炉の燃料及び試験分析用等に使用されている。また、プルトニウム・ウランは核兵器等に転用される可能性がある。</u> <li data-bbox="1151 868 1944 1043"> <u>・ 核原料物質及び核原料物質によって汚染された物を取り扱っている。核原料物質は、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であり、試験分析用等に使用されている。</u> <p data-bbox="1122 1107 1435 1139"> <u>3. 安全確保の留意点</u> </p> <p data-bbox="1133 1155 1944 1331"> <u>（1）試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者、核原料物質使用者及び試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者は、原子炉等規制法</u> </p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p data-bbox="1178 284 1946 416"><u>に基づく技術上の基準等を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。</u></p> <p data-bbox="1178 427 1946 703"> <u>① 核燃料物質及び核原料物質等の管理状況の確認の徹底</u> <u>② 周辺監視区域及び管理区域への出入り管理の徹底</u> <u>③ 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</u> </p> <p data-bbox="1133 767 1946 1091"> <u>(2) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者のうち、原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)の留意点に加えて、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うこと。特に以下の点について徹底すること。</u> </p> <p data-bbox="1178 1102 1946 1327"> <u>① 文部科学省及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な連携</u> <u>② 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</u> </p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p data-bbox="1503 236 1570 268">現行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1178 285 1704 317">③ <u>防護区域等の巡視及び監視の実施</u> <li data-bbox="1178 333 1675 365">④ <u>防護区域等への人の出入り管理</u> <li data-bbox="1178 381 1675 413">⑤ <u>核物質防護設備の点検及び整備</u> <li data-bbox="1178 429 1675 461">⑥ <u>防護対象特定核燃料物質の管理</u> <li data-bbox="1178 477 1928 560">⑦ <u>防護対象特定核燃料物質の防護のための措置に関する情報の管理</u> <li data-bbox="1178 576 1928 659">⑧ <u>その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備</u> <p data-bbox="1133 719 1946 1042"> <u>(3) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から運搬を委託された者（文部科学省所管の施設のものに限る）は、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の運搬を行う場合、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1178 1058 1939 1189">① <u>武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</u> <p data-bbox="1122 1249 1435 1281">4. <u>所管省庁の連絡先</u></p> <p data-bbox="1178 1297 1946 1329"><u>文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課原子</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p data-bbox="407 475 920 512">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p data-bbox="853 571 1088 655">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 文部科学省</p> <p data-bbox="248 719 465 751">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="271 767 1070 1038">細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p data-bbox="248 1102 465 1134">2. 施設の特性</p> <p data-bbox="259 1150 1070 1326">（1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下、生物剤等）を保有している施</p> | <p data-bbox="1144 284 1279 316"><u>力規制室</u></p> <p data-bbox="1178 331 1659 363"><u>電話：03-6734-3926</u></p> <p data-bbox="1178 379 1637 411"><u>FAX：03-6734-4037</u></p> <p data-bbox="1279 475 1792 512">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p data-bbox="1727 571 1962 655">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 文部科学省</p> <p data-bbox="1122 719 1339 751">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1144 767 1944 1038">細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p data-bbox="1122 1102 1339 1134">2. 施設の特性</p> <p data-bbox="1133 1150 1944 1326">（1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する <u>生物剤、毒素</u>（以下、生物剤等）を保有し</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>設。</p> <p>(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(削除)</p> | <p>ている施設。</p> <p>(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>1. 人に病原性を有する微生物及び毒素</u></p> <p><u>(1) ウイルス</u></p> <p><u>痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群（SARS）</u> <u>コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグ</u> <u>ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウ</u> <u>イルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、</u> <u>日本脳炎ウイルス、ウエストナイルウイルス、ニパウ</u> <u>イルス、Bウイルス、狂犬病ウイルスサル痘ウイル</u> <u>ス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、</u> <u>ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイル</u> <u>ス、高病原性トリインフルエンザウイルス、ハンタウ</u> <u>イルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ</u> <u>熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイ</u> <u>トポックスウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ポリ</u> <u>オウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p><u>リッサウイルス</u></p> <p><u>(2) 細菌 (クラミジア、リケッチアを含む。)</u></p> <p><u>炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兔病菌、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ</u></p> <p><u>(3) 真菌</u></p> <p><u>コクシジオイデス・イミチス</u></p> <p><u>(4) 原生動物</u></p> <p><u>単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p><u>(5) 毒素</u></p> <p><u>ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2トキシン、HT-2トキシ</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p data-bbox="407 624 920 655">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p data-bbox="853 719 1088 799">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 厚生労働省</p> <p data-bbox="248 863 1070 1038">1. 施設の種類 水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）</p> <p data-bbox="248 1102 450 1134">2～4 （略）</p> | <p data-bbox="1171 288 1939 368"><u>ン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン</u></p> <p data-bbox="1122 432 1939 560">2 <u>家畜に対して病原性を有する生物剤</u> <u>牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</u></p> <p data-bbox="1283 624 1796 655">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p data-bbox="1727 719 1962 799">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 厚生労働省</p> <p data-bbox="1122 863 1939 1038">1. 施設の種類 水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）</p> <p data-bbox="1122 1102 1323 1134">2～4 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p data-bbox="253 284 1057 316">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）</p> <p data-bbox="855 379 1086 459">平成 27年4月 厚生労働省</p> <p data-bbox="248 523 465 555">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="297 571 1064 651">毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号）</p> <p data-bbox="248 715 443 746">2～4 （略）</p> | <p data-bbox="1128 284 1933 316">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）</p> <p data-bbox="1731 379 1962 459">平成 17年8月 厚生労働省</p> <p data-bbox="1124 523 1344 555">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1173 571 1939 651">毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号）</p> <p data-bbox="1124 715 1319 746">2～4 （略）</p> |
| <p data-bbox="253 813 1057 845">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）</p> <p data-bbox="855 909 1086 989">平成 27年4月 厚生労働省</p> <p data-bbox="248 1053 465 1085">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="266 1101 1068 1228">薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）</p> | <p data-bbox="1128 813 1933 845">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）</p> <p data-bbox="1731 909 1962 989">平成 17年8月 厚生労働省</p> <p data-bbox="1124 1053 1344 1085">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1142 1101 1944 1228">薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（以下「法」という。）第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。 ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。 <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項 （法令に規定されている事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（法第48条第1項） ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（法第48条第2項） <p>（その他留意すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬 | <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>薬事法</u>第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。 ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。 <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項 （法令に規定されている事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（<u>薬事法</u>第48条第1項） ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（<u>薬事法</u>第48条第2項） <p>（その他留意すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。(平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上) ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上) ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。 ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。 ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体(保健所等)、消防及び警察、海保(臨海部に限る)に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。 | <p>および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。(平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上) ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上) ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。 ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。 ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体(保健所等)、消防及び警察、海保(臨海部に限る)に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。 ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。 <p>○ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。 ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。 <p>4 (略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。 ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。 <p>○ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。 ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。 <p>4 (略)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p data-bbox="248 284 1079 368">生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）</p> <p data-bbox="855 427 1088 512">平成 27年4月 厚生労働省</p> <p data-bbox="248 571 465 608">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="264 619 1070 895">細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。</p> <p data-bbox="248 959 465 995">2. 施設の種類</p> <p data-bbox="259 1007 1088 1187">(1) (略) (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>厚生労働省国民保護計画別添</u> に示すものとする。</p> <p data-bbox="248 1246 562 1283">3. 安全確保の留意点</p> <p data-bbox="259 1294 1039 1331">(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類</p> | <p data-bbox="1124 284 1955 368">生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）</p> <p data-bbox="1729 427 1962 512">平成 17年8月 厚生労働省</p> <p data-bbox="1124 571 1344 608">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1140 619 1946 895">細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。</p> <p data-bbox="1124 959 1344 995">2. 施設の種類</p> <p data-bbox="1135 1007 1951 1139">(1) (略) (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>別表</u> に示すものとする。</p> <p data-bbox="1124 1246 1438 1283">3. 安全確保の留意点</p> <p data-bbox="1135 1294 1915 1331">(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること)。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>【国立感染症研究所に関する連絡先】 厚生労働省大臣官房厚生科学課 電話 03-3595-2171 FAX 03-3503-0183</p> <p>【診療所に関する連絡先】 厚生労働省医政局総務課 電話 03-3595-2189 FAX 03-3501-2048</p> | <p>(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、別表および国立感染症研究所病原体等安全管理規程(国立感染症研究所バイオセーフティ管理室ホームページ http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html)に準拠すること)。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>【国立感染症研究所に関する連絡先】 厚生労働省大臣官房厚生科学課 電話 03-3595-2171 FAX 03-3503-0183</p> <p>【診療所に関する連絡先】 厚生労働省医政局総務課 電話 03-3595-2189 FAX 03-3501-2048</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>【病院に関する連絡先】 厚生労働省医政局 <u>地域医療計画課</u> 電話 03-3595-2194 FAX 03-3503-8562</p> <p>【医薬品産業に関する連絡先】 厚生労働省医政局経済課 電話 03-3595-2421 FAX 03-3507-9041</p> <p>【衛生検査所に関する連絡先】 厚生労働省医政局 <u>地域医療計画課</u> 医療関連サービス室 電話 03-3595-2194 FAX 03-3507-9041</p> <p>【保健所・地方衛生研究所に関する連絡先】 厚生労働省健康局 <u>がん対策・健康増進課</u> 地域保健室 電話 03-3595-2190 FAX 03-3502-3099</p> <p>【ワクチン・抗毒素に関する連絡先】 厚生労働省 <u>健康局結核感染症課</u></p> | <p>【病院に関する連絡先】 厚生労働省医政局 <u>指導課</u> 電話 03-3595-2194 FAX 03-3503-8562</p> <p>【医薬品産業に関する連絡先】 厚生労働省医政局経済課 電話 03-3595-2421 FAX 03-3507-9041</p> <p>【衛生検査所に関する連絡先】 厚生労働省医政局 <u>経済課</u> 医療関連サービス室 電話 03-3595-2421 FAX 03-3507-9041</p> <p>【保健所・地方衛生研究所に関する連絡先】 厚生労働省健康局 <u>総務課</u> 地域保健室 電話 03-3595-2190 FAX 03-3503-8563</p> <p>【ワクチン・抗毒素に関する連絡先】 厚生労働省 <u>医薬食品局血液対策課</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>電話 03-3595-<u>2257</u></p> <p>FAX 03-<u>3581-6251</u></p> | <p>電話 03-3595-<u>2395</u></p> <p>FAX 03-<u>3507-9064</u></p> |
| <p>【医薬品製造所に関する連絡先】</p> <p>厚生労働省医薬食品局審査管理課</p> <p>電話 03-3595-2431</p> <p>FAX 03-3507-9535</p> | <p>【医薬品製造所に関する連絡先】</p> <p>厚生労働省医薬食品局審査管理課</p> <p>電話 03-3595-2431</p> <p>FAX 03-3507-9535</p> |
| <p>(削除)</p> | <p style="text-align: right;">(別表)</p> <p style="text-align: center;"><u>生物剤等リスト及びBSL</u></p> <p><u>生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。</u></p> <p><u>これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。</u></p> <p><u>レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。</u></p> <p><u>(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はな</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | <p style="text-align: center;"><u>い。</u></p> <p><u>1. ウイルス：</u></p> <p><u>2. 細菌：ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。</u></p> <p><u>3. 真菌：</u></p> <p><u>4. 原生動物：</u></p> <p><u>5. 毒素：</u></p> <p><u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。</u></p> <p><u>レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。</u></p> <p><u>(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。</u></p> <p><u>(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。</u></p> <p><u>1. ウイルス：重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リン</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | <p data-bbox="1339 284 1951 416"><u>パ</u>球性脈絡髄膜炎ウイルス、<u>ポ</u>リオウイルス、<u>E</u>型肝炎ウイルス、<u>A</u>型肝炎ウイルス、</p> <p data-bbox="1122 432 1951 703">2. <u>細</u> 菌：<u>コ</u>レラ菌、<u>赤</u>痢菌、<u>ボ</u>ツリヌス菌、<u>ジ</u>フテリア菌、<u>オ</u>ウム病クラミジア、<u>シ</u>ラミ媒介性回帰熱ボレリア又は<u>ダ</u>ニ媒介性回帰熱ボレリア、<u>ラ</u>イム病ボレリア、<u>レ</u>ジオネラ属菌、<u>レ</u>プトスピラ、<u>暫</u>壕熱リケッチア、<u>腸</u>管出血性大腸菌</p> <p data-bbox="1122 719 1951 852">4. <u>原</u>生動物：<u>単</u>包条虫又は<u>多</u>包条虫、<u>熱</u>帯熱マラリア原虫、<u>三</u>日熱マラリア原虫、<u>卵</u>形マラリア原虫又は<u>四</u>日熱マラリア原虫</p> <p data-bbox="1122 868 1951 1187">5. <u>毒</u> 素：<u>ボ</u>ツリヌス毒素、<u>ウ</u>ェルシュ菌毒素、<u>黄</u>色ブドウ球菌毒素、<u>ベ</u>ロ毒素、<u>コ</u>レラ毒素、<u>デ</u>アセトキシシルペノール毒素、<u>ア</u>フラトキシン、<u>ア</u>ブリン、<u>コ</u>ノトキシン、<u>T</u>-2トキシン、<u>HT</u>-2 トキシン、<u>テ</u>トロドトキシン、<u>ビ</u>スカムアルBUMレクチン、<u>ボ</u>ルケンシン、<u>ミ</u>クロシスチン、<u>モ</u>デシン</p> <p data-bbox="1122 1203 1951 1283">6. <u>家</u>畜に病原性を有する生物剤：<u>牛</u>疫ウイルス、<u>牛</u>肺疫菌</p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | <p>レベル3 (1) <u>実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。</u></p> <p>(2) <u>壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。</u></p> <p>(3) <u>排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。</u></p> <p>1. ウイルス：<u>黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス（大量※に保持する場合はレベル4）、リッサウイルス</u></p> <p>2. 細菌：<u>炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兎病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア</u></p> <p>3. 真菌：<u>コクシジオイデス・イミチス</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p>5. <u>毒素：赤痢菌毒素</u></p> <p>6. <u>家畜に病原性を有する生物剤：口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</u></p> <p>※…25cm² <u>細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。</u></p> <p>レベル4 (1) <u>独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。</u></p> <p>(2) <u>壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。</u></p> <p>(3) <u>作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。</u></p> <p>(4) <u>実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。</u></p> <p>(5) <u>実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p data-bbox="241 1054 1086 1139">生活関連等施設の安全確保の留意点 <u>(毒薬及び劇薬を取り扱う施設)</u></p> <p data-bbox="853 1201 1086 1283">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 農林水産省</p> | <p data-bbox="1256 284 1960 751"> <u>(6) 実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス (エチレンオキシド又はホルマリン) 滅菌装置を設ける。</u> <u>(7) 実験室からの排水は 120 °C加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。</u> <u>(8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。</u> <u>(9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。</u> </p> <p data-bbox="1122 767 1951 995"> <u>1. ウイルス：痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス</u> </p> <p data-bbox="1279 1054 1794 1091">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p data-bbox="1727 1201 1960 1283">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 農林水産省</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>1. 施設の種類</p> <p><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬の取扱施設</u>（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。</u> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項（法令に規定されている事項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区 | <p>1. 施設の種類</p> <p><u>動物用医薬品の用医薬品の製造所及び動物用医薬品の製造販売の事務所</u>（国民保護法施行令第27条第10号・第28条第8号）</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。</u> ・ <u>取扱品目は多いが、取扱量は少ない。</u> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項（法令に規定されている事項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第48条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第48条第2項) <p>(その他留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。 ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。 ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。 ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努めるこ | <p>別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(薬事法 第48条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(薬事法 第48条第2項) <p>(その他留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。 ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。 ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。 ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努める。 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する <u>こと</u>。 ・ 武力攻撃災害等を回避するための、<u>毒薬及び劇薬</u>を取り扱う施設の停止、<u>毒薬及び劇薬</u>の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する <u>こと</u>。 <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する <u>こと</u>。 ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。 ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。 ・ 武力攻撃災害等を回避するための、<u>毒劇薬</u>を取り扱う施設の停止、<u>毒劇薬</u>の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。 ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。 ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。 |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>○ その他留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、<u>毒物劇物</u>の安全確保の留意点を参考にすること。また、<u>生物剤又は毒素</u>を取り扱う製造所等においては、<u>生物剤又は毒素</u>の安全確保の留意点を参考にすること。 ・ <u>毒薬及び劇薬</u>の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。 <p>4. 所管省庁の連絡先 農林水産省消費・安全局 <u>畜水産安全管理課</u> 電話 <u>03-3502-8701</u> FAX <u>03-3502-8275</u></p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）</p> | <p>○ その他留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、<u>毒劇物</u>の安全確保の留意点を参考にすること。また、<u>毒素又は生物剤</u>を取り扱う製造所等においては、<u>毒素又は生物剤</u>の安全確保の留意点を参考にすること。 ・ <u>毒劇薬</u>の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。 <p>4. 所管省庁の連絡先 農林水産省消費・安全局 <u>衛生管理課</u> 電話 3502-8701 FAX 3502-8275</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 農林水産省</p> <p>1. 施設の種類の 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特性 （1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。 （2）対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙1</u> に示すものとする。</p> | <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 農林水産省</p> <p>1. 施設の種類の 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（<u>昭和57年法律第61号</u>）第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（<u>平成16年政令第275号</u>）第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特性 （1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する <u>生物剤又は毒素</u>（以下、「生物剤等」という）を保有している施設。 （2）対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>別表</u> に示すものとする。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（<u>農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。</u>）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課</p> <p>電話 03-3502-2319</p> <p>FAX 03-3597-0329</p> | <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（<u>病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。</u>）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>農林水産省消費・安全政策課</p> <p>電話 03-3502-2319</p> <p>FAX 03-3597-0329</p> <p style="text-align: right;">(別表)</p> <p style="text-align: center;"><u>生物剤等リスト及びBSL</u></p> <p><u>生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | <p><u>これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。</u></p> <p><u>レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。</u></p> <p><u>(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。</u></p> <p><u>1. ウイルス：</u></p> <p><u>2. 細菌： ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。</u></p> <p><u>3. 真菌：</u></p> <p><u>4. 原生動物：</u></p> <p><u>5. 毒素：</u></p> <p><u>6. 家畜に病原性を有する生物剤： ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。</u></p> <p><u>レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。</u></p> <p><u>(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | <p data-bbox="1256 284 1928 368"><u>(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。</u></p> <p data-bbox="1122 379 1951 703">1. <u>ウイルス：重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、</u></p> <p data-bbox="1122 715 1951 991">2. <u>細菌：コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌</u></p> <p data-bbox="1122 1002 1951 1134">4. <u>原生動物：単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p data-bbox="1122 1145 1951 1326">5. <u>毒素：ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p data-bbox="1339 284 1948 416"> <u>トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン</u> </p> <p data-bbox="1122 432 1948 512"> <u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：牛疫ウイルス、牛肺疫菌</u> </p> <p data-bbox="1122 571 1948 703"> <u>レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。</u> </p> <p data-bbox="1272 719 1948 799"> <u>(2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。</u> </p> <p data-bbox="1272 815 1948 943"> <u>(3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。</u> </p> <p data-bbox="1122 959 1948 1278"> <u>1. ウイルス：黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス（大量※に保持する場合はレベル4）、リッサウイルス</u> </p> <p data-bbox="1122 1294 1948 1326"> <u>2. 細菌：炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA</u> </p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | <p data-bbox="1339 285 1948 512">菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア</p> <p data-bbox="1122 528 1756 560">3. 真 菌：コクシジオイデス・イミチス</p> <p data-bbox="1122 576 1503 608">5. 毒 素：赤痢菌毒素</p> <p data-bbox="1122 624 1948 703">6. 家畜に病原性を有する生物剤：口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</p> <p data-bbox="1122 719 1939 751">※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。</p> <p data-bbox="1122 815 1962 1326">レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。 (2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。 (3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。 (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ</p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p data-bbox="1352 285 1800 320"><u>空気が流出しないようにする。</u></p> <p data-bbox="1272 333 1944 560">(5) <u>実験室への給気は、1層の HEPA フィルタを通す、実験室からの廃棄は2層の HEPA フィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。</u></p> <p data-bbox="1272 572 1957 751">(6) <u>実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキシド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。</u></p> <p data-bbox="1272 764 1921 847">(7) <u>実験室からの排水は 120 °C加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。</u></p> <p data-bbox="1272 860 1928 943">(8) <u>実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。</u></p> <p data-bbox="1272 956 1928 1038">(9) <u>作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。</u></p> <p data-bbox="1122 1051 1951 1278">1. <u>ウイルス：痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p data-bbox="248 284 1061 320">生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）</p> <p data-bbox="855 379 1088 464">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> <p data-bbox="248 523 465 560">1. 施設の種類</p> <ul data-bbox="248 571 860 703" style="list-style-type: none"> ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上） ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上） （国民保護法施行令第27条第1号） <p data-bbox="248 767 448 804">2・3 （略）</p> <p data-bbox="248 863 562 900">4. 所管省庁の連絡先</p> <p data-bbox="304 911 1072 948"><u>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</u></p> <p data-bbox="304 959 784 995"><u>電話 03-3501-1746</u></p> <p data-bbox="304 1007 784 1043"><u>FAX 03-3501-3675</u></p> <p data-bbox="304 1102 954 1139">経済産業省 <u>商務流通保安グループ電力安全課</u></p> <p data-bbox="304 1150 784 1187">電話 03-3501-1742</p> <p data-bbox="304 1198 784 1235">FAX 03-3580-8486</p> | <p data-bbox="1122 284 1935 320">生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）</p> <p data-bbox="1722 379 1955 464">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p data-bbox="1122 523 1339 560">1. 施設の種類</p> <ul data-bbox="1155 571 1767 703" style="list-style-type: none"> ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上） ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上） （国民保護法施行令第27条第1号） <p data-bbox="1122 767 1321 804">2・3 （略）</p> <p data-bbox="1122 863 1435 900">4. 所管省庁の連絡先</p> <p data-bbox="1178 1102 1798 1139">経済産業省 <u>原子力安全・保安院電力安全課</u></p> <p data-bbox="1178 1150 1657 1187">電話 03-3501-1742</p> <p data-bbox="1178 1198 1657 1235">FAX 03-3580-8486</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p data-bbox="295 284 1012 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）</p> <p data-bbox="855 379 1086 462">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> <p data-bbox="248 526 1070 657">1. 施設の種類の ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）</p> <p data-bbox="248 721 443 756">2・3 （略）</p> <p data-bbox="248 820 1070 995">4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</u> <u>電話 03-3501-1746</u> <u>FAX 03-3501-3675</u></p> <p data-bbox="302 1059 954 1187">経済産業省 <u>商務流通保安グループガス安全室</u> 電話 03-3501-4032 FAX 03-3501-1856</p> | <p data-bbox="1171 284 1888 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）</p> <p data-bbox="1731 379 1962 462">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p data-bbox="1124 526 1946 657">1. 施設の種類の ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）</p> <p data-bbox="1124 721 1319 756">2・3 （略）</p> <p data-bbox="1124 820 1435 855">4. 所管省庁の連絡先</p> <p data-bbox="1178 1059 1798 1187">経済産業省 <u>原子力安全・保安院ガス安全課</u> 電話 03-3501-4032 FAX 03-3501-1856</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p data-bbox="257 284 1037 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）</p> <p data-bbox="855 379 1088 462">平成 27年4月 経済産業省</p> <p data-bbox="246 523 465 558">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="241 571 1037 654">高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p> <p data-bbox="246 718 380 753">2 （略）</p> <p data-bbox="246 813 560 849">3. 安全確保の留意点</p> <ul data-bbox="280 861 1070 1327" style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。 ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。 ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 | <p data-bbox="1137 284 1917 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）</p> <p data-bbox="1724 379 1957 462">平成 17年8月 経済産業省</p> <p data-bbox="1126 523 1346 558">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1115 571 1910 654">高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p> <p data-bbox="1120 718 1254 753">2 （略）</p> <p data-bbox="1120 813 1433 849">3. 安全確保の留意点</p> <ul data-bbox="1153 861 1944 1327" style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・ 施設の周囲には、境界 さく 等を設置して境界線を明示すること。 ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。 ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。 ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。 ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>商務流通保安グループ</u>高圧ガス保安室 電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。 ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。 ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>原子力安全・保安院</u>保安課 電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>商務流通保安グループ</u> 高圧ガス保安室 電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (火薬庫)</p> <p>平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 火薬庫 (国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>商務流通保安グループ</u> 鉱山・火薬類監理官付 電話 03-3501-<u>1870</u> FAX 03-3501-<u>6565</u></p> | <p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>原子力安全・保安院</u> 保安課 電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (火薬庫)</p> <p>平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 火薬庫 (国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>原子力安全・保安院</u> 保安課 電話 03-3501-<u>1706</u> FAX 03-3501-<u>2357</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p data-bbox="271 284 1021 320">生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）</p> <p data-bbox="855 379 1088 464">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> <p data-bbox="248 523 1037 655">1. 施設の種類 火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）</p> <p data-bbox="248 719 450 751">2・3 （略）</p> <p data-bbox="248 815 1081 991">4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官付</u> 電話 03-3501-<u>1870</u> FAX 03-3501-<u>6565</u></p> <p data-bbox="271 1054 1043 1091">生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）</p> <p data-bbox="855 1150 1088 1235">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> | <p data-bbox="1146 284 1897 320">生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）</p> <p data-bbox="1729 379 1962 464">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p data-bbox="1124 523 1912 655">1. 施設の種類 火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）</p> <p data-bbox="1124 719 1326 751">2・3 （略）</p> <p data-bbox="1124 815 1733 991">4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>原子力安全・保安院保安課</u> 電話 03-3501-<u>1706</u> FAX 03-3501-<u>2357</u></p> <p data-bbox="1146 1054 1919 1091">生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）</p> <p data-bbox="1729 1150 1962 1235">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>1. 施設の種類 高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</u> 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675</p> <p>経済産業省 <u>商務流通保安グループ</u> 電力安全課 電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）</p> <p style="text-align: right;">平成 27年4月 経済産業省</p> | <p>1. 施設の種類 高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>経済産業省 <u>原子力安全・保安院</u> 電力安全課 電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）</p> <p style="text-align: right;">平成 17年8月 経済産業省</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>1. 施設の種類 生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（<u>経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表</u> 参照）を保有している。 ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。 <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。 ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。 ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把 | <p>1. 施設の種類 生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（<u>別紙1</u>参照）を保有している。 ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。 <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程 (http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html)における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、<u>別表2及び同規程</u>に基づいた運営の実施を図ること。 ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。 ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把 |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>握しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。 ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。 ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。 ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。 ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。 <p>4 (略)</p> <p>(削除)</p> | <p>握しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。 ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。 ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。 ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。 ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。 <p>4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p>国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素</p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | <p>1 人に対して病原性を有する生物剤及び毒素</p> <p>(1) ウイルス</p> <p><u>痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群（SARS）</u> <u>コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイル</u> <u>ス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウイルス、</u> <u>チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウ</u> <u>イルス、ウエストナイルウイルス、ニパウイルス、Bウ</u> <u>イルス、狂犬病ウイルスサル痘ウイルス、西部ウマ脳炎</u> <u>ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎</u> <u>ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、高病原性トリイン</u> <u>フルエンザウイルス、ハンタウイルス、フニンウイル</u> <u>ス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、リンパ球性</u> <u>脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイトポックスウイルス、リフ</u> <u>トバレー熱ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイル</u> <u>ス、A型肝炎ウイルス、リッサウイルス</u></p> <p>(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）</p> <p><u>炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、赤痢</u> <u>菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチ</u> <u>ア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マル</u> <u>タ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兔病菌、日本紅斑</u> <u>熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ</u> <u>属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラ</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | <p><u>ミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ</u></p> <p>(3) <u>真菌</u></p> <p><u>コクシジオイデス・イミチス</u></p> <p>(4) <u>原生動物</u></p> <p><u>単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p>(5) <u>毒素</u></p> <p><u>ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2トキシン、HT-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン</u></p> <p>2 <u>家畜に対して病原性を有する生物剤</u></p> <p><u>牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p style="text-align: right;">(別表2)</p> <p style="text-align: center;"><u>生物剤等リスト及びBSL</u></p> <p><u>レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。</u></p> <p><u>(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。</u></p> <p><u>1. ウイルス：</u></p> <p><u>2. 細菌：ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。</u></p> <p><u>3. 真菌：</u></p> <p><u>4. 原生動物：</u></p> <p><u>5. 毒素：</u></p> <p><u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。</u></p> <p><u>レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。</u></p> <p><u>(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p data-bbox="1339 284 1877 320">物学用安全キャビネットの中で行う。</p> <p data-bbox="1272 331 1928 416">(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。</p> <p data-bbox="1122 432 1944 751">1. ウイルス：<u>重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、</u></p> <p data-bbox="1122 767 1944 1038">2. 細菌：<u>コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌</u></p> <p data-bbox="1122 1054 1944 1182">4. 原生動物：<u>単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p data-bbox="1122 1198 1944 1326">5. 毒素：<u>ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラ</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | <p data-bbox="1339 284 1948 466"> <u>トキシン、アブリン、コノトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキ シン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケ ンシン、ミクロシスチン、モデシン</u> </p> <p data-bbox="1122 480 1948 563"> <u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：牛疫ウイルス、牛肺疫 菌</u> </p> <p data-bbox="1122 624 1948 754"> <u>レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区 域の立入り制限、二重ドア又はエアロック により外部と隔離された実験室を用いる。</u> </p> <p data-bbox="1256 767 1948 850"> <u>(2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及 び消毒可能なようにする。</u> </p> <p data-bbox="1256 863 1948 994"> <u>(3) 排気系を調節することにより、常に外部 から実験室内に空気の流入が行われるよう にする。</u> </p> <p data-bbox="1122 1007 1948 1327"> <u>1. ウイルス：黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウ エストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳 炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネ ズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎 ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー 熱ウイルス、ニパウイルス（大量※に保持 する場合はレベル4）、リッサウイルス</u> </p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | <p data-bbox="1115 288 1955 560">2. <u>細菌</u>：炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア</p> <p data-bbox="1115 576 1756 608">3. <u>真菌</u>：コクシジオイデス・イミチス</p> <p data-bbox="1115 624 1503 655">5. <u>毒素</u>：赤痢菌毒素</p> <p data-bbox="1115 671 1955 751">6. <u>家畜に病原性を有する生物剤</u>：口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</p> <p data-bbox="1115 767 1939 799">※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。</p> <p data-bbox="1115 863 1955 1326">レベル4 (1) <u>独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。</u> (2) <u>壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。</u> (3) <u>作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。</u> (4) <u>実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p data-bbox="1352 285 1957 368"><u>離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。</u></p> <p data-bbox="1272 381 1957 608">(5) <u>実験室への給気は、1層の HEPA フィルタを通す、実験室からの廃棄は2層の HEPA フィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。</u></p> <p data-bbox="1272 620 1957 799">(6) <u>実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキシド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。</u></p> <p data-bbox="1272 812 1957 895">(7) <u>実験室からの排水は 120 °C加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。</u></p> <p data-bbox="1272 908 1957 991">(8) <u>実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。</u></p> <p data-bbox="1272 1003 1957 1086">(9) <u>作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。</u></p> <p data-bbox="1122 1099 1957 1331">1. <u>ウイルス：痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p data-bbox="264 475 1043 512">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）</p> <p data-bbox="855 571 1086 655">平成 27年4月 経済産業省</p> <p data-bbox="248 719 465 751">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="264 767 1032 847">毒性物質取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号）</p> <p data-bbox="248 911 448 943">2～4 （略）</p> <p data-bbox="248 1007 1059 1038">生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）</p> <p data-bbox="855 1102 1086 1187">平成 27年4月 国土交通省</p> <p data-bbox="248 1251 465 1283">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="300 1299 1061 1331">鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4</p> | <p data-bbox="1115 331 1946 416"><u>※上記に記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。</u></p> <p data-bbox="1137 475 1917 512">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）</p> <p data-bbox="1720 571 1951 655">平成 17年8月 経済産業省</p> <p data-bbox="1122 719 1339 751">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1137 767 1910 847">毒性物質取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号）</p> <p data-bbox="1122 911 1321 943">2～4 （略）</p> <p data-bbox="1122 1007 1933 1038">生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）</p> <p data-bbox="1720 1102 1951 1187">平成 17年8月 国土交通省</p> <p data-bbox="1122 1251 1339 1283">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1173 1299 1935 1331">鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>号)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (水域施設、係留施設)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類 水域施設、係留施設 (国民保護法施行令第27条第7号)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 連絡先 国土交通省港湾局 <u>海岸・防災課危機管理室</u> 電話 (代表) 03-5253-8111 (内線46283) (直通) 03-5253-8070 FAX 03-5253-<u>1654</u></p> | <p>号)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (水域施設、係留施設)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類 水域施設、係留施設 (国民保護法施行令第27条第7号)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 連絡先 国土交通省港湾局 <u>管理課港湾保安対策室</u> 電 話 : (代表) 03-5253-8111 (内線 46283) (直通) 03-5253-8070 F A X : 03-5253-<u>1648</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p data-bbox="315 285 1012 368">生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)</p> <p data-bbox="855 429 1088 512">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 国土交通省</p> <p data-bbox="248 572 465 608">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="266 620 1068 703">滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 (国民 保護法施行令第27条第8号)</p> <p data-bbox="248 767 448 802">2・3 (略)</p> <p data-bbox="248 863 403 898">4. 連絡先</p> <p data-bbox="302 911 562 946">国土交通省航空局</p> <p data-bbox="320 959 797 994">(滑走路等、旅客ターミナル施設)</p> <p data-bbox="333 1007 595 1042">安全部安全企画課</p> <p data-bbox="333 1054 904 1090">電話 (代表) 03-5253-8111</p> <p data-bbox="414 1102 678 1137">(内線 <u>48179</u>)</p> <p data-bbox="414 1150 913 1185">(直通) 03-5253-<u>8696</u></p> <p data-bbox="329 1198 801 1233">FAX 03-<u>3580-5233</u></p> | <p data-bbox="1189 285 1886 368">生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)</p> <p data-bbox="1727 429 1960 512">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 国土交通省</p> <p data-bbox="1122 572 1339 608">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1140 620 1942 703">滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 (国民 保護法施行令第27条第8号)</p> <p data-bbox="1122 767 1321 802">2・3 (略)</p> <p data-bbox="1122 863 1276 898">4. 連絡先</p> <p data-bbox="1176 911 1435 946">国土交通省航空局</p> <p data-bbox="1193 959 1671 994">(滑走路等、旅客ターミナル施設)</p> <p data-bbox="1207 1007 1438 1042">飛行場部管理課</p> <p data-bbox="1207 1054 1872 1090">電 話 : (代表) 03-5253-8111 (内線 <u>49120</u>)</p> <p data-bbox="1337 1102 1677 1137">(直通) 03-5253-<u>8715</u></p> <p data-bbox="1211 1150 1565 1185">F A X : 03-<u>5253-1658</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(航空保安施設) <u>交通管制部交通管制企画課</u> 電話 (代表) 03-5253-8111 (内線 51123) (直通) 03-5253-8739 FAX 03-5253-1663</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (ダム)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類 ダム (国民保護法施行令第 27 条第 9 号)</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 安全確保の留意点 (共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 | <p>(航空保安施設) <u>管制保安部保安企画課</u> 電 話 : (代表) 03-5253-8111 (内線 51123) (直通) 03-5253-8739 F A X : 03-5253-1663</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (ダム)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類 ダム (国民保護法施行令第 27 条第 9 号)</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 安全確保の留意点 (共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。 <p>(平素からの備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保</u> ・ <u>警察署及び消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の発見</u> ・ <u>点検・巡視時における不審物等への特段の注意</u> ・ <u>ダム管理庁舎及び堤体監査廊等の出入口における施錠及び入退室のチェック体制の強化</u> ・ <u>危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検及び監視カメラによる監視の強化</u> ・ <u>関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化</u> ・ <u>その他各施設等の特性に応じ</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。 <p>(平素からの備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>事案発生時の連絡通報体制の確立</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。</u> ② <u>自主警備の強化に関する備え</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>操作室・機械室等への侵入を防止するために鍵の二重化、センサー等の設置を行うこと。</u> ・ <u>駐車場（出入り口など）については夜間の照明を行うこと。</u> ・ <u>水源となっているダムについては、定期的に水質の検査を行うこと。</u> ・ <u>ごみ箱の集約・撤去を行うこと。</u> ③ <u>施設の管理に関する備え</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>常時管理所にオイルフェンス、吸着マット、水質調査キット等の資機材を備え付けること。</u> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(武力攻撃事態等における留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関係機関への緊急情報の連絡</u> ・ <u>関係機関と連携した不審物の処理</u> ・ <u>関係機関への挙動不審者の迅速な通報</u> ・ <u>関係機関への協力要請</u> ・ <u>ダム下流への警報及び緊急的な貯水位の低下の実施</u> (時間的な余裕がある場合に限る) <p>※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。</p> | <p>(武力攻撃事態等における留意点)</p> <p>① <u>自主警戒の強化、出入口の管理の徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県警察等との緊密な連絡の下、職員等による巡回警備や監視カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に操作室・機械室等については、重点的に巡回警備の実施を行うこと。</u> ・ <u>操作室・機械室への出入り管理に当たっては、施設への出入り口等の限定を行うとともに、施設へ出入りする者の確認を行うこととし、職員以外の出入りは原則禁止とすること。なお、その際、身分確認、携行品の確認を行うこと。</u> <p>② <u>住民等への協力要請</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ダム周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。</u> <p>③ <u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>武力攻撃事態等が発生した際には、貯水量は必要最小限にすること。</u> <p>※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>4. 連絡先</p> <p>国土交通省 <u>水管理・国土保全局</u> <u>河川環境課</u> <u>流水管理室</u> <u>ダム管理係</u></p> <p>電話（代表）03-5253-8111 （内線35494） （直通）03-5253-8449 FAX 03-5253-1603</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 <u>原子力規制庁</u></p> <p>1. 施設の種類</p> <p>放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法 施行令第28条第7項）</p> <p>2 （略）</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>（1）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）</p> | <p>4. 連絡先</p> <p>国土交通省 <u>河川局</u> <u>河川環境課</u> <u>ダム管理係</u></p> <p>電話：（代表）03-5253-8111（内線35-494） （直通）03-5253-8449 FAX：03-5253-1603</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 <u>文部科学省</u></p> <p>1. 施設の種類</p> <p>放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法 施行令第28条第7項）</p> <p>2 （略）</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>（1）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認 ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。 ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認 ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。 ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得 |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。 <p>(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整 | <p>ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。 <p>(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整 |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p data-bbox="353 284 488 316">備・確認</p> <ul data-bbox="315 331 1077 1042" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="315 331 1077 563">・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。 <li data-bbox="315 571 1077 802">・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。 <li data-bbox="315 810 1077 898">・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。 <li data-bbox="315 906 1077 1042">・ 平素から <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。 <p data-bbox="259 1106 880 1137">(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者</p> <ul data-bbox="315 1153 1077 1329" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="315 1153 1077 1329">・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 | <p data-bbox="1229 284 1364 316">備・確認</p> <ul data-bbox="1169 331 1930 994" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1169 331 1930 563">・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。 <li data-bbox="1169 571 1930 802">・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。 <li data-bbox="1169 810 1930 898">・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。 <li data-bbox="1169 906 1930 994">・ 平素から <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。 <p data-bbox="1135 1106 1756 1137">(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者</p> <ul data-bbox="1169 1153 1930 1329" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1169 1153 1930 1329">・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底</p> <p>②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底</p> <p>③管理区域に出入りする場合の管理の徹底</p> <p>④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底</p> <p>⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底</p> <p>⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。 <p>(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 | <p>①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底</p> <p>②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底</p> <p>③管理区域に出入りする場合の管理の徹底</p> <p>④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底</p> <p>⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底</p> <p>⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。 <p>(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>①事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 <u>原子力規制庁放射線対策・保障措置課</u> 電話 03-5114-2155 FAX 03-5114-2128</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 27年4月 原子力規制庁</p> <p>1. 施設の種類 製錬施設、加工施設、<u>試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質及び核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）</u></p> | <p>①事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 <u>文部科学省原子力安全課放射線規制室</u> 電話：03-6734-4043 FAX：03-6734-4048</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 <u>（原子力施設）</u></p> <p>平成 17年8月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 製錬施設、加工施設、<u>原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を取り扱っている。 原子力施設で <u>防護対象</u> 特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（<u>防護区域等の設定</u>、<u>出入管理</u>、<u>監視装置の設置</u>、<u>見張り人の巡視等</u>）等を講ずべきことが義務付けられている。 <p>（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <p><u>（1）事業者等及び受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。</u></p> | <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物、これらによって汚染された物を取り扱っている。 原子力施設で特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（<u>防護区域の設定</u>、<u>出入管理</u>、<u>監視装置</u>、<u>見張り人の巡視等</u>）等を講ずべきことが義務付けられている。 <p>（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>事業者等及び事業者等から運搬を委託された者並びに受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置、簡易運搬に係る技術上の基準等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所及び経済産業省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。</u> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(2) 原子炉等規制法に基づく <u>防護対象 特定核燃料物質</u> を取り扱う事業者においては、<u>(1)に加え</u>、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。</p> <p>①<u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との <u>平素からの緊密な情報交換</u></p> <p>②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、<u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</p> <p>③防護区域等の巡視及び監視の実施</p> <p>④防護区域等への人の出入管理</p> <p>⑤核物質防護設備の点検及び整備</p> <p>⑥特定核燃料物質の管理</p> <p>⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備</p> <p>(3) 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。</p> <p>(4) 施設及び設備の監視を徹底すること。</p> <p>(5) 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。</p> <p>(6) 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応につ</p> | <p>・ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。</p> <p>①<u>経済産業省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な情報交換</p> <p>②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、<u>経済産業省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</p> <p>③防護区域等の巡視及び監視の実施</p> <p>④防護区域等への人の出入り管理</p> <p>⑤核物質防護設備の点検及び整備</p> <p>⑥特定核燃料物質の管理</p> <p>⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備</p> <p>・ 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。</p> <p>・ 施設及び設備の監視を徹底すること。</p> <p>・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。</p> <p>・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応につ</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>いて、あらかじめ備えておくこと。</p> <p><u>(7) 事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。</u></p> <p><u>①武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</u></p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p><u>原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課</u></p> <p>電話 03-5114-2121</p> <p>FAX 03-5114-2183</p> <p><u>原子力規制庁原子力規制企画課</u></p> <p>電話 03-5114-2109</p> <p>FAX 03-5114-2177</p> | <p>いて、あらかじめ備えておくこと。</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p><u>経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課</u></p> <p>電話 03-3501-1637</p> <p>FAX 03-3580-8539</p> |